

資料 1

東御市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

1 改正の理由

行政手続きにおける押印義務の見直しに伴い、所要の改正を行います。

2 改正の概要

審査申出書及び口述書の提出に係る押印を不要とします。

3 施行期日

令和3年4月1日

東御市固定資産評価審査委員会条例（平成16年東御市条例第25号）新旧対照表

改正後	改正前
(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略)	(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略)
4・5 (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 委員会は、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を 記載しなければならない —。 (1)～(3) (略) 6～8 (略)	4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。 5・6 (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 委員会は、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を 記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない 。 (1)～(3) (略) 6～8 (略)

東御市固定資産評価審査委員会規程の一部改正について

1 改正の理由

行政手続きにおける押印義務の見直しに伴い、様式について所要の改正を行います。

2 改正の概要

市に対する手続きのうち押印を求めているものについて、押印の必要性が低く、廃止しても支障のない押印を不要とします。

3 施行期日

令和3年4月1日

東御市固定資産評価審査委員会規程の一部改正の内容

	様式番号	様式名	改正理由	改正内容
1	様式第1号	固定資産評価審査申出書	様式の改正	「㊦」 「★」 ↓ ↓ 「 」 「 」
2	様式第4号	補正書〔土地 家屋 償却資産〕(正本・副本)		「㊦」 ↓ 「 」
3	様式第9号	資料提出書		
4	様式第11号	反論書		
5	様式第14号	口述書		
6	様式第19号	審査申出取下書		